

小学校 1 年～ 3 年生の兄・姉がいない場合

| 区 分 | | 補助対象 経 費 | 補 助 限 度 額 (年額) | | |
|-----|---|--------------|--|---------------------------|--------------------------------------|
| | | | 1 人就園の場合の園児又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 | 同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者 | 同一世帯から 3 人以上就園している場合の最年長者及び次年長者以外の園児 |
| ① | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯 | 入園料及び保育料の合計額 | 308,000 円 | | |
| ② | 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 | | 272,000 円 | 290,000 円 | 308,000 円 |
| ③ | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | | | | |
| ④ | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯 | | 115,200 円 | 211,000 円 | 308,000 円 |
| ⑤ | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯 | | 62,200 円 | 185,000 円 | 308,000 円 |
| ⑥ | 上記区分以外の世帯 | | — | 154,000 円 | 308,000 円 |

- 備考 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて減免されている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \quad (100 \text{円未満を四捨五入})$$
- 3 実際の減免額が補助限度額を下回る場合は、当該減免額とする。

小学校 1 年～ 3 年生の兄・姉がいる場合

| 区 分 | | 補助対象 経 費 | 補 助 限 度 額 (年額) | |
|-----|--|----------------------|--|---|
| | | | 小学校 1 年生か ら 3 年生までの 兄又は姉を 1 人 有しており、就園 している場合の 最年長者 | 小学校 1 年生から 3 年生ま での兄又は姉を 1 人有して おり、同一世帯から 2 人以 上就園している場合の左記 以外の園児及び小学校 1 年 生から 3 年生までに兄又は 姉を 2 人以上有している園 児 |
| ① | 生活保護法の規定による 保護を受けている世帯 | 入園料及 び保育料 の合計額 | 308,000 円 | |
| ② | 当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯 | | 290,000 円 | 308,000 円 |
| ③ | 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯 | | | |
| ④ | 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 77,100 円以下の世帯 | | 211,000 円 | 308,000 円 |
| ⑤ | 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 211,200 円以下の世帯 | | 185,000 円 | 308,000 円 |
| ⑥ | 上記区分以外の世帯 | | 154,000 円 | 308,000 円 |

- 備考 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて減免されている
場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
補助限度額 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (100 円未満を四捨五入)
- 3 実際の減免額が補助限度額を下回る場合は、当該減免額とする。